国保けんこう課（内線110・111）

「国民健康保険被保険者証」「後期高齢者医療被保険者証」更新のお知らせ

現在お持ちの保険証の有効期限は、**令和6年7月31日まで**です。
新しい保険証を7月中に送付します。記載内容を確認し、大切にお使いください。
更新の手続きは必要ありません。

国民健康保険被保険者証

◆ **令和6年8月1日からの保険証は「緑色」です（有効期限：令和7年7月31日）**

ただし、次に該当する人は、保険証の有効期限が異なります。

・令和7年7月31日までに70歳の誕生日を迎える人：**誕生月の末日まで（1日生まれの人は前月末）**
・令和7年7月31日までに75歳の誕生日を迎える人：**誕生日の前日まで**
・短期被保険者証の人：**保険証に記載の期日まで**

後期高齢者医療被保険者証【75歳以上（一定の障がいがある人は65歳以上）の人】

◆ **令和6年8月1日からの保険証は「オレンジ色」です（有効期限：令和7年7月31日）**

ただし、短期被保険者証の人の有効期限は、**保険証に記載の期日まで**。

現行の保険証は令和6年12月2日から発行されなくなります

医療機関等を受診するときはマイナ保険証のご利用を！

※令和6年12月2日以降にマイナ保険証をお持ちでない人には、引き続き医療機関で受診できる「資格確認書」を交付します。

▲マイナンバーカードを健康保険証として利用するには（市ホームページ）

！ マイナンバーカードの保険証利用登録が済んでいない人は次の流れで登録しましょう

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法が選択できます

① オンライン申請
（パソコン・スマートフォンから）
② 郵便による申請
③ まちなかの
証明写真機からの申請
④ 市民課窓口での申請

STEP2. マイナンバーカードを保険証として登録

■利用登録の方法

① 医療機関・薬局の受付
（カードリーダー）で登録
② 「マイナポータル」から登録
③ セブン銀行ATMから登録
④ 国保けんこう課
窓口で登録

福祉総務課（内線316）

定額減税しきれないと見込まれる人への給付金（調整給付）

令和6年分の所得税および個人住民税で定額減税が実施されます。
その中で、定額減税しきれないと見込まれる人へ給付金を支給します（調整給付）。

◆ 対象

定額減税可能額が、「令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る人で、合計所得金額が1,805万円以下の人

定額減税可能額
【所得税分】3万円×減税対象人数※
【個人住民税所得割分】1万円×減税対象人数※
※減税対象人数…納税者本人+扶養親族の数

◆ 給付額　次の①②の合計額（1万円単位で切り上げて算出）

①所得税分控除不足額
所得税分定額減税可能額 － 令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）
※①<0の場合は0

②個人住民税分控除不足額
個人住民税所得割分定額減税可能額 － 令和6年度分個人住民税所得割額
※②<0の場合は0

◆ 手続き

対象と思われる人に送付する支給要件確認書を提出（8月上旬から順次発送予定）
受付窓口　福祉総務課（本庁1階）※平日のみ
提出期限　10月31日㈭（当日消印有効）
※詳しくは、市ホームページをご確認ください。

▲市ホームページ

定額減税調整給付金コールセンター　☎46・5502（平日9時～17時）　※7月上旬開設予定

地域げんき課（内線185）

地区別ミーティングを開催します

市の主な事業を説明し、市民の皆さんからのご意見やご提言を市政に反映させるため、地区別ミーティングを開催します。皆さんのご参加をお待ちしています。

とき	時間	地区	ところ
7月8日㈪	19:00〜21:00	萱瀬	萱瀬出張所
9日㈫		竹松	郡コミセン
16日㈫		福重	福重出張所
22日㈪		大村	市コミセン
26日㈮		鈴田	鈴田出張所
30日㈫		三浦	三浦かんさく会館
8月5日㈪		松原	松原出張所
9日㈮		西大村	中地区公民館